

令和2年度 公益財団法人埼玉県スポーツ協会臨時評議員会 議事録

日 時 令和3年3月26日(金) 午後2時30分より

会 場 ラフレさいたま5階 桃の間

出席者 <評議員>

笠原 一也	大保木道子	宮内 孝知	田付 智大
松本 清	小山 吉男	油井 正幸	和田 卓
豊田 幹雄	岡部 素明	赤沼 昇	村山 和弘

<理事>

羽鳥 利明	茂木 敬司	新井 彰	水石 明彦
河本 弘	井上 寿枝	久保潤二郎	小林 伸子
樫浦 岳人	新島 隆光	森田 進一	内田 秀男
浅見 茂	荻原 篤大		

<監事>

青砥 修二	原口 博	堀口 信孝
-------	------	-------

<事務局>

栗原 健一	野澤 誠一	久保 吉史	福田 哲
本間孝太郎	加藤 裕之	兒玉 雅恵	阿部 隆宏

栗原事務局長 只今から、令和2年度公益財団法人埼玉県スポーツ協会第臨時評議員会を開会致します。

評議員数15名、うち出席者12名です。

定款第18条により過半数出席により、会の成立を報告いたします。

本日、大野会長が公務のため欠席ですので、代表理事の羽鳥利明副会長が開会の挨拶を申し上げます。

羽鳥副会長 —あいさつ—

栗原事務局長 第1号議案の議長選出まで、羽鳥副会長に仮の議長をお願いしたいと思います。

羽鳥副会長 それでは、ご指名でございますので、暫時議長を務めさせていただきます。

第1号議案、議長の選出について

本会定款第15条第3項により、評議員会の議長を本日出席の評議員の皆様のご互選で選任したいと思います。

選任の方法について、皆様からご意見がありますでしょうか。

豊田 評議員 小山評議員にお願いしてはいかがでしょうか。

羽鳥副会長 ただ今、小山 評議員さんでは、というご意見がありました、いかがでしょうか。

評議員 異議なし

羽鳥副会長 それでは、異議なしということで、小山吉男さんに議長をお願いしたいと思います。  
これで、私は議長をおろさせていただきます

小山 議長 皆様のご推薦により、議長を務めることになりました。 よろしくご協力の程、お願い申し上げます。  
それでは、第2号議案 議事録署名人の選出について  
本会定款第20条第2項により、評議員会に出席した理事及び評議員の中から選出された議事録署名人2名以上となっておりますが、選出の方法について、皆様からご意見がありますか？

笠原 評議員 議長一任

小山 議長 それでは、議長一任というお声をいただきましたので、僭越ではありますが、私の方でご指名をさせていただきます。  
理事より 井上寿枝 さん  
評議員より 大保木道子 さん  
の2名にお願いいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

評議員 異議なし

小山 議長 それでは、井上理事さん・大保木評議員さん、よろしくお願いたします。  
それでは、第三号議案「令和3年度事業計画について」を、議案といたします。  
始めに、河本専務理事、説明をお願いいたします。

河本専務理事 それでは、お手元の資料1、「令和3年度事業計画」をご覧くださいと思います。  
令和3年度については、県費補助金が全体の5パーセント削減という事を受け、公益1生涯スポーツ振興事業の「生涯スポーツ地域振興助成事業」を廃止いたしました。

また、令和4年度から日本スポーツ協会がはじめる、地域総合型スポーツクラブの「登録・認証制度」に備え、中間支援組織づくりをはじめ、諸準備を開始いたします。

公益2競技力向上事業では、「国民体育大会埼玉県選手強化5か年計画」の最終年を迎えるので、目標である「天皇杯・皇后杯ともに3位」を達成できるよう取り組みます。

また、次代を担うジュニア選手の発掘・育成の充実を目指し、「彩の国アスリート育成プロジェクト」を展開するとともに、スポーツ科学の知見に基づくサポート事業を展開し、各競技団体の競技力向上を総合的に支援してまいります。

公益3スポーツ少年団事業では、例年同様、市町村スポーツ少年団との連携を強め、各種研修事業の充実を図ります。

公益4スポーツ総合センター運営事業では、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、宿泊利用者の激減により、大幅な収入減となりました。令和3年度は、皆様にもご協力をいただきながら、宿泊利用者の増を期待しております。

収益1、収益2事業は例年通りの計画としておりますが、利用者の拡大を目指します。

以上が事業概要となります。

阿部  
地域スポーツ  
支援課長

それでは、私からは各事業について、ご説明申し上げます。

令和2年度から、大きく変更になった各箇所をご説明いたします。資料2ページ、3ページをご覧ください。

公益1 生涯スポーツ振興事業では、先ほど河本専務理事からもありました通り「生涯スポーツ地域振興助成事業」を予算削減のため、事業を廃止しました。

次に、令和4年度からはじまる総合型地域スポーツクラブの「登録・認証制度」の準備のため、一般社団法人彩の国SCネットワークの活動支援を具体的に計画しております。

資料4、5ページをご覧ください。

こちらに記載の事業に大きな変更点はございません。

資料6、7ページをご覧ください。

8の顕彰事業、(1)埼玉県スポーツ賞ですが、令和4年3月13日(日)にラフレさいたまで式典を計画しております。

また、(2)公益財団法人埼玉県スポーツ協会体育優良児童・生徒表彰については、令和3年度より対象を拡大いたします。現在は当該年度卒業予定者のみでしたが、課程修了予定者も含むこととし、義務教育校の小学校課程修了予定者、特別支援学校の小等部、中等部の課程修了予定者も対象とする事を計画しております。

資料 8、9 ページをご覧ください。

こちらの事業に大きな変更点はございません。

次に、公益 2 競技力向上事業です。

資料 10、11 ページをご覧ください。

こちらの事業に大きな変更点はございません。

資料 12、13、14 ページをご覧ください。

7 ジュニア育成補助事業ですが、各事業のプログラム内容を精査するとともに、令和 2 年度に構築した「彩の国アスリートサポートパートナーシップ制度」の運営の充実を計画しております。

資料 15、16 ページをご覧ください。

1 2 埼玉県スポーツ指導者研修会(3)支援スタッフ研修会、(4)コーチングセミナーをスポーツ科学研究事業から移動し、研修会に関する事業を取り纏めた計画といたしました。

また、1 3 スポーツ団体インテグリティ推進事業（競技別研修会）は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格更新のための研修会を各スポーツ指導者協議会に実施をする際に助成していた事業ですが、名称を「競技別義務研修会」から、「スポーツ団体インテグリティ推進事業（競技別研修会）」と変更しました。

資料 17 ページをご確認下さい。

15 選手強化対策委員会要覧及びコーチのしおり等の作成について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和 3 年度はペーパーレス化を図り、電子データでの提供等をするための研究を計画しております。

次に、公益 3 スポーツ少年団事業です。

資料 18、19、20 ページをご覧ください。

1 埼玉県スポーツ少年団大会の開催、(2)東日本大震災復興祈念スポーツ交流事業ですが、令和 3 年度より、本県参加者からも参加費を徴収することといたしました。

資料 21、22、23 ページをご覧ください。

3 指導者養成・研修事業、4 リーダー養成・研修事業については、各市町村スポーツ少年団で実施をする研修事業を補助する事業ですが、講義内容を見直し、1 コースあたりの補助金額を減額する事で、実施可能コース数を増加いたしました。

5 地域交流補助事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、登録者数が減少した事による収入減が見込まれる事から、事業数を大幅に削減いたしました。

以下、資料 24、25 ページのスポーツ少年団事業に大きな変更

はございません。

続いて、公益4 スポーツ総合センター運営事業について、資料26、27ページをご覧ください。

先ほどの河本専務理事の説明にもありました通り、本年度の宿泊利用者が激減しております。令和3年度は、皆様にもご協力いただき、宿泊利用者が増加するよう取り組んでいきたいと考えております。

収益1、収益2事業については、本年度同様の計画としております。

法人 県スポーツ協会運営事業ですが、(5)専門委員会、ウの普及委員会は、冒頭にご説明いたしました、総合型地域スポーツクラブの「登録・認証制度」の準備のため、会議開催数を増やす計画としております。

事業計画については、以上です。

小山 議長            ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

宮内 評議員            令和4年度から始まる「総合型地域スポーツクラブ 登録・認証制度」について、どういったものなのか、説明して下さい。

野澤事業部長            令和4年度から始まる「総合型地域スポーツクラブ 登録・認証制度」についてご説明いたします。

総合型地域スポーツクラブには、地域課題解決など公益的な取組みを期待されているものの、必ずしも十分に機能しているとは言えないといった指摘もあります。

そこで、総合型地域スポーツクラブが十分に機能するためには、総合型地域スポーツクラブ、行政、それぞれの取組みが必要であり、総合型地域スポーツクラブの取組みとして、自らが質的充実に向けた取組みを実施すること。行政の取組みとして、総合型地域スポーツクラブを理解し、施設確保や広報等の支援をすることが必要であり、「登録・認証制度」がそれぞれの取組みの基盤となることが期待されております。

また、「登録・認証制度」により、各クラブのガバナンス・組織体制の確立を図ることで、公益性を高め、地域住民に認知され、総合型地域スポーツクラブが社会的な取組みとして確立する事が期待されております。

宮内 評議員            ありがとうございます。

総合型地域スポーツクラブが出来て20年たちましたが、現在は少し下火になってきています。これは少し寂しい事ですが、そ

ういった意味で、全国的に登録・認証されると、活動しやすくなる事を期待しますが、意味のない事ならば、今のままでいいと思います。

こういった情報を私たちにもご提供いただければと思います。

小山 議長

ありがとうございました。

他に何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

「令和3年度事業計画について」原案のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

評議員

異議なし

小山 議長

ありがとうございました。

よって、第三号議案は原案のとおり決しました。

それでは次の第四号議案「令和3年度予算案について」こちらは久保総務課長に説明をお願いします。

久保総務課長

私からは、「令和3年度予算案」について説明いたします。

資料2になります。

資料、網掛け部分が、本年度と変更になっている箇所です。

また、一般会計の県費委託金。これは現時点での見込額を記載しております。こちらは令和3年4月以降の締結となっておりますので、取扱いについては、十分にご注意をいただければと思います。

また、事業計画の各項目にも予算を計上しております。事前に資料を送付しておりますので、大きな変更部分のみ、説明いたします。

まず、運営費補助金（一般会計及び学校体育団体等）収支予算書（案）について説明いたします。

県費補助金収入のうち、運営費補助・学校体育団体等補助は、前年度比5%減。また、広域スポーツセンター機能業務補助が約10%減額です。

収益事業からの繰り越しを含め、収入合計は、179,426,300円、前年度比4,490,495円減となります。

続いて、支出の部に移ります。

4ページ、22支払助成金支出をご覧ください。先ほど、河本専務理事からもありましたように、県費補助金削減に伴いまして「生涯スポーツ地域振興助成事業」、「安全管理推進費」の2事業がゼロ計上となっております。

また、「学校体育団体等補助金」につきましては、県費補助金5

パーセント減額に伴い、各団体への補助金をそれぞれ、5パーセント減額させていただいております。

令和3年度、の支出合計、177,228,025円、前年度比、11,479,087円減となっております。

続きまして、事業費補助金（競技力向上事業）収支予算書（案）について、ご説明いたします。

県費補助金については、約100万円の減額となっております。日本スポーツ協補助金等収入のアンチドーピング教育啓発事業は、事業内容追加に伴う10万円増額です。

競技力向上事業は、締めまして収入合計は、前年度約90万円減の82,970,000円です。

支出について、ご説明いたします。

まず、旅費交通費、消耗品費、賃借料、諸謝金に記載している国体関連の予算については、県の国体派遣費補助の範囲内で対応できるよう、県と調整中を進めています。本会の予算としては、ゼロ計上をしております。

7支払助成金支出につきましては、第1期強化訓練事業は90万円の減、中高体連育成強化事業も5%の減額となっております。また、彩の国アスリートアカデミー、彩の国ジュニアアスリートアカデミーについては、スポーツ科学導入促進を目的とした重点配分を新たに加えました。

支出合計は、前年度から約200万円減の84,386,674円となり、前期繰越収支差額を加えても赤字となりますので、予算の節約執行に加え、他会計からの繰入も含めて検討します。

続いて、事業費補助金（スポーツ少年団事業）収支予算書（案）についてご説明いたします。

まず収入の部分になりますが、登録金の団員、指導者等の登録金が約1割減額となっております。この数字は、令和2年度における登録状況を反映しています。また、日本スポーツ協会補助金等の組織整備強化費は、登録数に応じたものとなりますので、こちらも減額です。締めまして収入合計は、前年度比3,904,000円減の57,119,000円でございます。

続いて、支出に移ります。2ページの10支払負担金の日本本部登録料ならびに11支払助成金の13種目別大会運営費の登録団数字比例配分は、登録数に応じたものとなりますので、登録金（登録者）が減少する分、支出も減っています。

締めまして、スポーツ少年団支出合計が56,718,030円でございます。

続きまして、令和3年度生涯スポーツ振興事業費補助金（スポーツ総合センター）収支予算書（案）、こちら公益4事業になります。

収入の部分ですが、施設利用料は、例年通りの見込額で計上していますが、コロナ禍により上半期宿泊減収を見込んで全体から

500万円の減額を加え、締めまして前年度から1,000,000円増の68,185,000円としていますが、最下段の収支差額ならびに繰越収支等は、説明欄に記載のとおり、令和2年度宿泊費の大幅な減収により、決算見込みでは令和2年度予算の次期繰越差額に大幅な差異が生じるため、令和3年度前期繰越差額にて調整していません。具体的には、令和2年度予算は、当初600万円の赤字としていましたが、約1900万円計上している宿泊利用が現時点で1割にも満たない状況となっていますので、光熱費等の減額を見越しても赤字が大幅に増えることがほぼ間違いない状況です。この赤字分の補填については、令和2年度の決算をみて全体の繰越額確認後となる次の理事会で、基本財産の取り崩しも含め、改めて検討いたします。

支出につきましては、ほぼ例年通りでございます。前年度から約1万円減の73,173,467円です。

続きまして、収益事業1（大宮公園飛行塔）収支予算書（案）についてですが、入場料収入は、大宮公園飛行塔の委託運営事業のうち、売上の15%が本会の収入になる事業です。支出は、大宮公園の土地使用料が主な内容です。

続きまして、収益事業2（埼玉アイスアリーナ）収支予算書（案）ですが、施設利用料については、例年0円として計上になってございますが、これは前受収益と当年の収入を振り替えているため、収支予算書には反映されておりません。損益計算書（カラー刷り資料）にて施設利用料として計上しています。受取指導料は、コンサルティング料等の金額です。支出は、主に固定資産税と支払消費税となります。

続きまして、7.【内部管理事項】令和3年度公益財団法人埼玉県スポーツ協会収支予算書総括表についてですが、こちらは、只今説明をして参りました、各事業を総括した表となっております。令和3年度の収支予算、収入につきましては、397,138,500円。支出合計は、396,032,506円で、当期収支差額が1,105,994円です。

本会は、補助金等が本会収入の多くを占めていますが、県費補助金交付は例年6月末頃となりますので、年度当初から3カ月間は、繰越金で運用しなければなりません。

概ね人件費やスポーツ総合センターの運営委託金をあわせて3200万円、その他光熱水費に加え、各事業も行わなければなりませんので、5000万円ほどが必要です。

（公4）スポーツ総合センター会計は、令和2年度の収支に約1,900万円の赤字が見込まれ、繰越金の支出と節約執行をしても、令和3年度への繰越は約600万円の赤字となります。公益目的事業だけの期首の運転資金は、約5,000万円必要なことから、令和2年度の繰越金がこれ以上少なくなる場合は、基本財産の取崩を



検討することとなります。コロナ感染状況が改善され次第、もっとも利益を生む宿泊研修等を誘致し、資金の確保に努めてまいります。

最後に、公益1事業から収益2事業まで、説明した内容を資金収支予算から損益収支予算に移し替えた内容です。基本財産運用益が資金収支では一般会計に計上されていたものが、損益収支では、共通会計に計上するなど、収支を目的別に整理したものです。

収益2の欄に記載しております事業収益施設使用料については、先ほどの資金収支予算では0円としておりましたが、損益収支予算では13,507,560円を計上しています。これは、前受収益から当該年度分を振替たことによって計上されており、資金収支と損益収支で内容が異なっています。また、什器備品減価償却費、固定資産としてのアイスアリーナですが、その減価償却費とアイスアリーナ施設利用料金が13,507,560円と同額となっています。この分で減価償却分が赤字とならず、収支が相殺される形となっています。

収益2の収益事業からの繰入額について、赤字となっていますが、これは公益法人に求められている収益事業における利益の50%を公益目的事業に使わなければならないことから、他会計に振替られることによって計上するものです。

以上、説明とさせていただきます。

小山 議長

ありがとうございました。

只今、令和3年度の予算案について、説明がございました。

何かご質問等ございますでしょうか。

よろしければ、私から一つ質問をいたします。

公益財団法人埼玉県スポーツ協会運営費補助金（一般会計及び学校体育団体等）収支予算書（案）の2. 運営事業活動支出の給与手当支出で、前年比6,000,000円ほど減額になっておりますが、この減額理由をお聞かせ下さい。

久保総務課長

現時点での、人員の配置で1名減としています。それが減額理由となります。

小山 議長

分かりました。

職員の皆さんが遅くまで仕事をされている中、大幅な減になっていたの、理由の確認をいたしました。

ありがとうございました。

それでは、お諮りいたします。

第四号議案「令和3年度予算案について」原案のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

評議員 異議なし

小山 議長 ありがとうございます。  
よって、第四号議案は原案のとおり決しました。  
それでは続きまして、(3)報告事項ア「都道府県体育協会・スポーツ協会ガバナンスコードについて」こちらの説明は、河本専務理事にお願いします。

河本専務理事 資料3をご覧ください。  
スポーツ団体ガバナンスコードは、令和元年8月にスポーツの普及・振興を担う全てのスポーツ団体が、適切な組織運営を行う上での原則・規範を示すものとして策定されました。  
強制力を有するものではございませんが、スポーツインテグリティ、高潔性の確保のため、各スポーツ団体が、自らの活動内容を向上して、透明性を確保して、活動を理解していただくという事が大きな狙いだと思えます。私どもも、日本スポーツ協会が示す、自己説明項目、つまり求められている内容でございます。これに対して、自己説明、それぞれの項目毎に自己説明を記載しまして、日本スポーツ協会に回答、そしてこれが公表されるというものです。  
求められるものは、自己説明でそれぞれ説明、公表していくという事です。  
このうち、定款、細則は、本会のホームページ等を通して一般の方も閲覧できるよう、公開しております。様々な内規や細やかな規程、これらにつきましては、必要に応じて公開する事もあるということで準備をしております。  
以上でございます。

小山 議長 ありがとうございます。  
只今の説明について、何かご質問等会ですので、評議員の皆さまから何かございますか。

笠原 評議員 埼玉県スポーツ協会は、日本スポーツ協会の指導を受けて作っていると思えますが、中央競技団体も四苦八苦しております。  
弱小団体においては、頭を痛めております。財政的にも厳しく、どうするのかと言っておりますが、実際にはどうでしょうか。  
各都道府県の体育・スポーツ協会は、どうでしょうか。  
日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会はわかります。都道府県の体育・スポーツ協会はどのようにして、誰も物申さないのか。

小山 議長 これについての説明は。

栗原事務局長

はい。只今、笠原評議員からございました中央競技団体のお話しも含めさせていただきますと、横にあります通し番号が1、次が11となっております。中央競技団体は、実際には43項目全てを公表しなければならないというのが現状でございます。

それと、スポーツ庁からでております、一般団体向けのガバナンスコードの原則は1から5までしかございません。

その他、1から43のうち、自分たちで必要と思われるものについては6番で説明して下さいという事でした。本会は、先ほど説明しました通り、日本スポーツ協会の加盟団体として、加盟規則の中に、この形で公表しなさいというのがありました。ですので、全ての団体はこの形で公表しております。ご質問の各都道府県が一番懸念されている大変な所につきましては、1番の中長期計画を定めなければいけない、という所が一番、引っ掛かっているとところです。本会といたしましても、埼玉県が掲げております、スポーツ推進計画を受けまして、本会の事業計画を立てているところではございますが、これを独自に掲げるという事になりますので、かなり大変なところでございます。

もう一つ、コンプライアンス委員会、弁護士が入っていないとコンプライアンス委員会として認められないというのがございますので、令和3年度からは専門的な委員を1名入れての運営に移行していくべきかと思っています。この弁護士の話しにつきましては、各都道府県でも対応がマチマチで、すでに顧問弁護士がいる団体、もしくはお知り合いの弁護士に頼んでいる団体。対応はそれぞれですが、何かしらの対応をしているというのが現状です。

小山 議長

笠原評議員、いかがでしょうか。

笠原 評議員

どこの団体も中央競技団体も、頭を痛めていて、弁護士をお願いしなければいけない。弁護士の費用などはない団体も数多くある。このような事でいいのか、埼玉県スポーツ協会へ言っても、全国的な問題なので仕方がないかもしれませんが、私はこのガバナンスコード、心の中で怒っています。よくそこまで言えるなという事。日本スポーツ協会は、罰則は決めていませんが、取組めと、そして先ほど申し上げた組織改革も含めて、オリンピックが終わった後、日本のスポーツ界はどうなるのか、という事を凄く危惧している一人なものですから、ちょっとお考えを聞かせていただきました。以上です。

小山 議長            ありがとうございます。このガバナンスコード、本当に大変な事だと思います。

自己説明を入れなければいけないという事になっていますが、確か審査があったと思います。いかがでしょうか。

河本専務理事        中央競技団体には審査がありますが、本会に対する審査はありません。

先ほど申し上げましたが、強制力としては、それを怠る事によって、補助金が得られない、トトの申請には、これは必須になりますので、ガバナンスコードで必要なものは、同じような内容を求められており、ガバナンスコードを提出しないと申請する事ができません。

さらに、先ほど全てのスポーツ団体という事で、末端の団体にも、この趣旨をご理解いただいて活動を合理化といいますか、団体として、閉鎖的ではない形で運営をしていただきたいというのが趣旨だと思いますので、出来る限り組織の在り方を多くの方々に理解していただく、そのためのガバナンスコードだと、いう事で進めていただければありがたい。ですから私どもも加盟、関係の団体にはぜひ、こういったものに準じた形で、出来るだけ速やかにご対応いただければありがたい、というお願いベースの話です。

小山 議長            ありがとうございます！

その他、何かございますでしょうか。

大保木評議員        No.23 番の回答について、令和 3 年度からスポーツ団体インテグリティ事業を実施するとありますが、説明をお願いします。

小山 議長            インテグリティ事業の説明でよろしいでしょうか。

阿部  
地域スポーツ  
支援課長            先ほどの事業計画の 16 ページ、13 スポーツ団体インテグリティ推進事業、この研修会を実施するという事で、ガバナンスコードに反映しています。

大保木評議員        指導者研修会と括弧書きになっていますが、表題が横文字になっただけでしょうか。

栗原事務局長        まず、公益認定という観点がございます、本会が公益認定を受けているのが、指導者研修会として公益認定を受けておりません。

今回の新事業を、この公益認定事業に当てがう場合、平成24年に認定を受けた公益目的になっていなければなりません。事業名が変わっても、それに紐づけをして私どもは報告をしておりますので、競技別指導者研修会を認める箇所に今回のスポーツインテグリティ研修会という形を変えて紐づけをさせていただきました。

公益認定では、競技別指導者研修会という名前を使い、本会の事業計画では認められた事業を新たな内容に変えて、ただ変えると言っても、公益認定委員会が認めた以外の仕事は出来ませんので、認められた範囲の中で、より良い内容、高潔性であったり、ガバナンスコードであったりに特化した研修会をするという事になります。

小山 議長

よろしいですか。

他によろしいでしょうか。

続きまして、(3)報告事項イ「スポーツ総合センター「若菜食堂」のグランドオープンについて、こちらは栗原事務局長にお願いしたいと思います。

栗原事務局長

お手元の資料4をご覧ください。

スポーツ総合センターの食堂につきましては、開所以来のシダックスコーポレーションが、コロナ禍の影響により経営困難なため、昨年10月31日をもって閉店されました。

しかしながら、先ほどの報告にもありました通り、合宿の誘致が無い限り、本会の建物としての維持、継続はかなり困難という事から、類似の施設、県民活動総合センターでコバトン食堂を展開しておりました、さいたま市北区の「株式会社若菜」さんに食堂運営について、ご意見を伺ったところ、自動販売機の売上も一緒であれば、検討できるのではとの回答でしたので、3月8日(月)から「若菜食堂(株式会社若(わかな)菜)」として、新たにオープン致しました。

コロナ禍の厳しい状況の中、会社の理念にある「地域密着の給食サービスを展開し、埼玉県を中心とした地域社会に貢献」の下、当施設をご利用いただく方々への食事提供をして頂けることとなりました。

宿泊収入は、全体の約25%、施設使用料の約50%を締めていることから、食事の安定した供給は、スポーツ総合センターの健全運営(合宿等の利用)に欠かせません。つきましては、当センターご利用の際や武道館での練習会等の昼食のみならず、合宿での食堂利用や大会等のお弁当の手配に、是非とも、ご利用頂きますよう、よろしくお願い致します。

小山 議長            ありがとうございます。  
何かご質問等、ございますでしょうか。  
ないようですので、最後になりますが、評議員の皆様から何か  
ございますでしょうか。

村山 評議員           さいたま市では、SDGs の件が出てきているのですが、埼玉県  
のスポーツ振興、あるいは施策で SDGs について、どのような議  
論、指針があれば、さいたま市でも参考にできればと思っております。  
更に県協会としては SDGs、どんな研究なのか、そういったものを  
テーマに、研修会をしていますでしょうか。そのあたりをお伺い  
できますでしょうか。

河本専務理事           大変貴重なお話を伺いました。持続可能な様々な取組みという  
事だと思いますが、スポーツ振興課と確認をしながら、鋭意勉  
強してまいりたいと思います。  
今現在、具体的な事はございませんが、積極的に取組むような  
形で、進めて行ければと思います。

小山 評議員           その他、ございますでしょうか。  
ないようでしたら、事務局、何かございますでしょうか。

栗原事務局長           2点、ございます。  
まず、1点目、お手元に本会の年間計画をご用意させていただきました。  
あわせて、主要会議の予定表をご用意いたしました。  
年度が明けまして、4月になりましたら、令和2年度の監査を  
お願いしたいと思いますので後程、監事の皆様に日程を調整させ  
ていただきたいと思います。  
その他につきましては、施設の空き状況、また、年間計画の中  
で、やるべき時期に理事会と評議員会等を計画しておりますので、  
皆様には日程をご予定いただければと思います。  
今年度は、センター運営状況等、理事・監事、評議員の皆様方に  
メールでお知らせをさせていただきましたので、来年度は、会  
議日程につきましても、こまめにご連絡していけるよう改善して  
いきたいと考えております。  
2点目が「浅田真央サンクスフェア・役員研修会」のご案内を  
させていただきます。  
まだ、ご回答いただいていない先生方、大変申し訳ありません  
が、チケットにつきましては、日付指定ではとれておりません。  
枠でしかとれておりませんので、第1希望、第2希望の日時を確

認しておりますので、必ずしも第1希望通りにはなりませんけれども、極力第1希望にしたいと思えます。まだ、ご回答いただいていない先生方は、ご回答をいただければと思えます。もし、どこも都合がつかない場合もご連絡をいただければ幸いです。  
以上です。

小山 評議員 只今、主要な行事予定と浅田真央サンクスフェアについて、ご説明がありました。

何かご質問等、いかがでしょうか。

それではないようですので、以上で本日の議事は全て終了いたしました。

議長の任を解かせていただきます。

ありがとうございました。

栗原事務局長 小山議長には、長時間、議長をお勤めいただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度公益財団法人埼玉県スポーツ協会臨時評議員会を閉会します。

どうもありがとうございました。

終了 15時11分

<議事録署名人>

議 長

小山 吾男 

議事録署名人 (評議員)

大保木 道子 

議事録署名人 (理事)

井上 寿枝 



國民政府

